

財務省告示第三百二十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年七月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百八 十一回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で千六百三十八億円	千六百四十億四千五百七十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年七月二十日

十 十 十
二 一 発
の 経 利 行
払 過 利 価
込 利 子 率 格
み

額面金額百円につき百円十五銭
年二・〇パーセント
年金積立金管理運用独立行政法
人の理事長は、払込金額に加え、
次の算式により算出した金額を
第十八号に規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.0}{100} \times \frac{30}{365}$$

十 三
初 期 利 子

平成十八年十二月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 四
第 二 期 以 後
の 利 子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十 十 十 十
七 六 五 八
償 償 元 払 払
還 還 利 場 込
金 金 金 所 期
支 支 支 日
額 額 支 日

平成二十八年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成十八年七月二十日